

総合科学技術会議 評価専門調査会  
第2回 研究開発法人部会  
議事録

日 時：平成26年4月21日（月）10：02～11：58  
場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室（2階）

出席者：久間議員、原山議員、橋本議員  
門永座長、天野委員、石田委員、福井委員、伊地知委員、岡本委員、  
栗原委員、角南委員、野間口委員、広崎委員、室伏委員、  
事務局：倉持統括官、中野審議官、山岸審議官、中川参事官、田中参事官、  
井上企画官、鎌田企画官  
オブザーバー：吉開評価監視官（総務省）

議 事：1. 研究開発法人の目標・評価指針の検討について

（配付資料）

- 資料1 国立研究開発法人（仮称）に係る目標設定及び評価に関する指針  
の策定に向けて（第1回部会での討議を踏まえた論点）（案）  
資料2 目標指針について（検討用参考整理）  
資料3 評価指針について（検討用参考整理）

- 参考1 「国立研究開発法人（仮称）に係る目標設定及び評価に関する指  
針」の策定に向けて（現状把握・課題整理）【第1回部会 資  
料3】  
参考2                    "                    （基本事項）【第1回部会 資料4】  
参考3                    "                    （論点整理）【第1回部会 資料5】  
参考4 国の研究開発評価に関する大綱的指針（H24.12.6）  
参考5 独立行政法人評価の仕組みの見直しについて  
参考6 理化学研究所における評価  
参考7 新たな研究開発法人制度の創設について  
参考8 第1回研究開発法人部会 議事録（案）（委員のみ配布）

議事概要：

【門永座長】 時間になりましたので、第2回研究開発法人部会を始めます。

初めに、今回、ご出席いただいている委員の方で前回出席がかなわなかった委員の方についてご紹介をお願いします。

【井上企画官】 それでは事務局よりご紹介申し上げます。

まず総合科学技術会議評価専門調査会専門委員であります筑波大学の石田東生先生でございます。

【石田委員】 石田でございます。よろしくお願いたしたいと思えます。

【井上企画官】 それから京都大学名誉教授、聖路加国際病院院長の福井先生でございます。

【福井委員】 福井です。どうぞよろしくお願いたします。

【井上企画官】 それから外部有識者としてご招聘をさせていただいております委員の方々と、今回初めてご出席いただきます委員の方々をご紹介申し上げます。

成城大学社会イノベーション学部教授、伊地知寛博委員でございます。

【伊地知委員】 伊地知でございます。どうぞよろしくお願いたいたします。

【井上企画官】 三菱電機株式会社相談役、野間口有委員でございます。

【野間口委員】 野間口でございます。よろしくお願いたします。

【井上企画官】 日本電気株式会社特別顧問、広崎膨太郎委員でございます。

【広崎委員】 広崎です。よろしくお願いたします。

【井上企画官】 それから政策研究大学院大学教授、角南篤委員でございます。

【角南委員】 よろしくお願いたします。

【井上企画官】 以上でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。

それでは、配布資料の確認をお願いします。

【井上企画官】 それでは、お手元に議事次第をお配りしてございます。配布資料、資料本体は資料1から3まででございます。いずれも薄手のレジュームとなっております。

それから参考の資料として参考1から参考の8をご用意させていただいております。なお、参考1から3につきましては、前回の資料を改めて机の上に置かせていただいております。

また、委員の方々のお手元に別途、机上資料として非常に分厚い資料を机上資料1から18といったものをリストもつけましてお配りをさせていただいております。資料につきましては以上でございますが、過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、机上資料につきましては、会議終了後に机の上に置いて帰っていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。

それでは、早速始めたいと思えます。

きょうの議題は研究開発法人の目標・評価指針の検討についてです。前半と後半と分かれています。独法通則法の中で研究開発型の独立行政法人については評価のあり方とか、目標設定のあり方について今までと違った形でやっていこうということで、それをどういうふうにするのかという指針をここで議論をして出していくわけですが、独法通則法の制約を踏まえて議論をするのか、まずそれは一度横に置いて、こういう形であるべきだろうという議論をして、その後に制約は何かということを検討するという2つのやり方があると思います。

本日は、後者、先に、本来こうあるべきだろうというところを、制約のことは忘れて議論をして、後半に独法通則法から来る制約をどうしようかという順番で議論を進めたいと思います。

まず前半のほうですが、前回の部会でいただきました意見を踏まえて、皆さん考えている論点はこの辺じゃないかということを経務局にまとめていただきました。それを説明をしていただきます。

その後に、今回から出席されている方に新たな論点もそこで議論の中でつけ加えていただければいいかなと思います。

では、事務局お願いします。

【井上企画官】 それでは、資料の1をご覧くださいませでしょうか。

先ほど資料のご紹介の中での参考1から参考3が前回第1回の部会でお示しした資料ということで、前回の論点整理では、かなり網羅的に、フラットにという観点からご意見を賜ったところがございます。第1回の部会でのご意見を踏まえまして、より具体的な論点を整理したものが資料1となっております。

まず1ページをご覧くださいませでしょうか。

まず目標設定と評価の目的・意義をどう考えるかといった論点でございます。

こちらにつきましては、前回のご議論等を踏まえまして、まさに研究開発法人、我が国の成長戦略上極めて重要な役割を担うといった機関といったことで、そういった研究開発法人の役割を踏まえて、その法人の取組が期待される方向に向かっているかどうかといった観点からしっかり評価を行って、評価結果をまさに研究成果の最大化に向けた運営等に反映していくと、こういうことを目的とすべきではないかというふうに書いてございます。

特に具体的には、その評価の中で外部有識者の参画、それは外国人有識者を含め、また産業界、多様な分野を含めた有識者の参画による専門的評価を行うといったことで、国際水準の観点、あるいは産業競争力の強化といった経済・社会的ニーズの観点、あるいは分野融合的な観点等から見て価値の高い、まさに我が国の国力に資する研究成果の創出、そういったことが研究成果の最大化の意義として重要ではないかと。こういったものに向けた最適なアプローチに導いていくと、こういうことを目的とすべきではないかと、こういうふう整理をさせていただいております。

また評価を行うことで組織の内部の中で情報が共有化されるといったことの意義は高いのではないかと、こういったご意見をいただいております。

2 ページ目をごらんいただけますでしょうか。

2. でまさに研究開発法人のPDCAサイクルのあり方は、まさに研究開発の特性、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性などといった特性を踏まえて、研究開発経過を最大化していくためにはどのようなPDCAサイクルとすべきであろうかといったところについて、目標設定、それから評価、それからPDCAサイクル全体という形で整理をさせていただいております。

目標設定につきまして、まず①でございます。

目標設定の段階において、これまでは評価の段階でかなりエネルギーを注入して膨大な資料等を作成してきたという経緯があるけれども、今後はやはり目標設定の段階にウエイトをシフトして、そこにエネルギーを注入し、外部の視点、グローバルな視点を加えた十分な精査を行う必要があるのではないかとということでございます。

そういった中で、まさに国家戦略として1つ目の「・」に、現在議論を進めてございます科学技術イノベーション政策のあり方といった国家戦略の内容について、少し例示的に書かせていただいております。絶え間ないイノベーションの創出や産業競争力の強化を実現するために、革新的な技術シーズの創出、あるいはその技術シーズの民間企業による迅速な事業化に結びつける橋渡し機能の強化、こういったものが求められている中で国立研究開発法人は極めて重要な役割を担うものであらうと。こういった国家戦略を踏まえて、目標設定の段階においてどのような目標や課題の設定を行い、研究開発を進めるか、また、そのためのアプローチとはどのようなものかといったところについて、十分な議論を行って目標設定を行っていく必要があるのではないかとといったことを1点目に書かせていただいております。

2番目といたしまして、②でございます。こういった中期目標、またその実現に向けた中期計画の策定の段階において、これまではややもすると非常に粒度の細かいものが総花的に書かれてきたといったところで、大きなテーマも小さなテーマも同列に評価されてきたという問題があったのではないかとといったことを踏まえて、総花的ではなく、重点性の明確な内容の目標、計画を策定していくという必要があるのではないかといたことを書かせていただいております。

2番目に評価のあり方でございます。

後ほどPDCAサイクル全体の中でいかに評価はあるべきといったところで、成果と、それからガバナンス体制、マネジメントについてしっかり評価をしてその後に反映させていくべきということを書いておりますが、そういった中でガバナンス体制やマネジメントに対してどのような視点で評価を行うべきか、といったことを①として書かせていただいております。

そういったガバナンス体制やマネジメントについて、大きくくりにとらえて評価をすべ

きといった議論と、その中でこういった要素について評価を行うのかといったところで、法人における権限・責任体制であるとか、人事、それから人材育成・確保、予算等の資源配分、設備投資、産業界との連携、分野融合や機関連携の取組、リスク管理、広報と、こういった要素について短期的あるいは中長期的な観点からその法人の特性を踏まえて評価を行う必要があるのではないかと。その場合に、どのような評価軸の設定が必要かといったことを書かせていただいております。成果の最大化に向けた有効な取組が行われたのか、また国際水準に照らして適切なものであったかといった観点からの評価が必要ではないかといった評価の視点を書かせていただいております。

また、評価対象として、もう一つ研究開発の成果についてでございます。こちらにつきましては、昨年秋の有識者懇談会の報告書でのご議論をベースに書かせていただいております。

現行の独法評価制度の中では、主に効率化を中心とする達成度評価といったことが行われている中で、必ずしも成果に対する専門的評価や成果の将来性についての評価が適切に実施されていないという側面があるのではないかとといった問題意識がございました。そういった中で、国際的なベンチマーキングも導入しながら、新規性や革新性を勘案した専門的評価を実施する必要があるのではないかと。

また、その中で、ちょっと後ほど詳しく触れますが、前回のご議論の中で基礎研究、応用研究あるいは探索型研究といった研究開発の特性、それを類型化して、その類型ごとの特性を踏まえて考えていく必要があるんだろうといった観点から、基礎研究の類型を踏まえて、その基礎研究の成果を着実にとらえる、あるいはその出口を意識した応用研究について産業界や社会といったユーザーサイドの視点を取り入れて、課題のソリューションに貢献しているかを確認することも重要ではないかと。

また、当初目標としたもの以外の成果、副次的な成果も幅広くとらえる評価とすべきではないかといったことを書かせていただいております。

また、3ページの下のPDCAサイクルの全体のあり方についての論点を書かせていただいております。

①といたしまして、まさに評価結果が成果の最大化に向けた次なるアクションに適切につながるような適切なPDCAサイクルとする必要があるのではないかとといった論点でございます。これにつきまして3つの切り口で書かせていただいております。

1つ目の「・」には、まさに評価を行う際に、研究成果の最大化が図られているか、また、その成果の最大化のためにどのような取組、それはガバナンス体制であったり、マネジメント内容であったりと、こういった内容について評価を行ってその後の取組に反映させることが重要ではないかといったところが1点目でございます。

2点目は、過去の達成度評価に終始するのではなくて、そこまでの成果がさらに将来どのような成果に結びつくのか、あるいはどのような点が課題や反省点として残されたかを明らかにするような将来を見越した評価とし、そういったことで今後の研究課題の

設定や計画の立案見直しに反映させていくといったことが必要ではないかといったことを、これも有識者懇談会のご議論の論点、問題意識を踏まえて書かせていただいております。

同じく3点目につきましては、国内外の急激な情勢変化、世界情勢ですね、そういった中で海外でこういう成果を得たとか、あるいは予測もしなかった成果の発現に対応して、特に研究の中でこういった成果があらわれたということも含めて、そういった情勢変化に対応して研究開発の方向転換、重点性のシフトを促すような戦略性を重視した仕組みが必要であると。情勢変化を踏まえたフレキシブルな軌道修正による取組内容の最適化といったものが必要ではないかといったことを書かせていただいております。

4ページ目をごらんいただけますでしょうか。

P D C Aサイクルのあり方の②でございます。研究開発成果の最大化に向けての取組を実効あるものとするためにどのような単位で目標設定なり評価を行うのか、どのような単位で法人のP D C Aサイクルを確立するべきかといった論点でございます。そういった中で、前回のご議論、まさにある程度法人単位、研究部門単位といった大きくくりの単位でのP D C Aが考えられるのではないかとといった議論がございました。資料の中では、法人の長あるいはセンター長に権限の責任を与えて、その裁量に基づく自由度のあるマネジメントの実施といったものを前提とした場合に、そういった単位でのP D C Aあるいは評価が考えられるのではないかとといったことを書かせていただいております。また、そういった法人の長の責任に基づくマネジメントについて、成果・結果を中心とした評価を行うべきではないかといったご意見がございました。

③でございます。先ほど少し触れましたが、研究開発のそれぞれの特性、それから基礎研究、応用研究、あるいは探索型の研究、あるいはある程度定められたスペックに対応した実用開発研究、オーダーメイド的なものといったさまざまなタイプがあるので、そういったものに対して画一的に目標の設定なり評価を行うことは適切でなく、そういった類型ごとの特性を踏まえた目標設定や評価が考えられるということではないかというふうに書いてございます。

ただ、この類型の分類の仕方、定義の仕方といったところにつきましては、さまざまなお議論があらうかと思われまます。一応机上資料18に一つのイメージの例といったものを用意をさせていただいております。探索型の研究、基礎的・基盤的な研究、応用指向型の研究、実用開発型の研究という、一旦こういった、これが結論ということではなくて、あくまで議論のたたき台ということでございますが、一つの分類の例としてこういったものがあるのではないかと。机上資料18の1ページ目の上の段にはそういった定義、仮に定義するとすれば、こういうものが考えられるのではないかとというたたき台を書かせていただいております。それから下の段と次ページの上下、それから3ページ目の上の段に具体的な研究開発の事例に対応したイメージといったものを少し書かせていただいております。

また、この類型の行い方につきましては、その3ページ目の下のほうに、これは文科省の科学技術・学術審議会における建議の中でこういった研究の分類というのもなされておまして、こういったものも参考になるのではないかというふうに考えてございます。ちょっと議論のためのイメージ例として事務局からご用意をさせていただいております。

資料1に戻らせていただきまして、4ページ目の中段④でございます。研究開発成果の最大化の観点と業務運営の効率化の観点をどのように整合させ、PDCAを行っていくべきかといったことでございます。

ここでこの独立行政法人制度の見直し、現在、独立行政法人の通則法の一部改正といった法整備が進められておまして、机上資料の6をごらんいただけますでしょうか。机上資料の4に前回ご紹介させていただいた現在の独立行政法人評価の概要という資料がございますが、机上資料の6につきましては、現在、これは既に閣議決定が済んでおまして、今後国会審議を待つ状況でございます独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の新旧対照表ということで、下の段が現行のものでございまして、上段が改正法案になってございます。

こちらの、ちょっと全体の詳細な説明は省略させていただきますが、関連する部分として8ページをごらんいただけますでしょうか。第3節の国立研究開発法人という章がございまして、第35条の4に、国立研究開発法人の中長期目標のことが書かれてございます。その横にⅡ、第2項ということでございますが、ここに中長期目標において掲げるべき事項について、一から五まで書かれております。こういった項目が目標設定の項目になるということで、1番目は期間ということでございますけれども、2番目に研究開発の成果の最大化、その他業務の質の向上に関する事項とございまして、その後、3号に業務運営の効率化に関する事項、また第4号に財務内容の改善に関する事項、第5号にその他業務運営に関する重要事項というふうにご書いてございます。

こういったことが目標として定める事項として法律の中で規定されようとしているといったことございまして、その中で研究開発の成果の最大化とその業務運営の効率化、あるいは財務内容の改善といったことの目標の設定を行う必要があると。そうした場合に、その研究開発成果の最大化と業務運営の効率化の兼ね合いをどのように整合させるのかといったことが先ほどの④の内容でございます。

資料1に戻っていただきまして、④のところから従来こういった投入資源の限定・削減の枠組みといったものが、その業務運営の効率化目標において課せられてきたといった経緯でございますが、今後につきましては研究開発の成果の観点も加味して、どのように整合を図りながら目標設定や評価が必要であろうかといったことを論点として書かせていただいております。

それから資料1の4ページの⑤、一番下のところでございます。

もう一つの論点として、これは少し前回のご議論の中でも評価疲れの問題とか、そう

いったご議論も踏まえまして、また事務局のほうから総合科学技術会議におけますこれまでの検討経緯等も踏まえて少しご提起させていただいておるものでございます。国の研究開発に関する大綱的指針等を踏まえた個別研究課題等の評価が別途実施されているといったことも踏まえて、独立行政法人制度に基づく研究開発法人の全体のシステムをどのように効率的・効果的なものにしていくかと、こういった論点を書かせていただいております。

5 ページに移っていただきまして、今申しました大綱的指針につきましては、総合科学技術会議において研究開発の特性を踏まえた研究開発の評価のあり方を定めたものでございます。これを踏まえて個別の研究開発課題等の評価が行われているといった前提の中で、その評価結果を最大限活用するということが有効ではないかというふうに考えてございます。

後ほど、大綱的指針の内容につきましては、詳しくご紹介をさせていただきたいと存じます。資料1のほうを先に進めさせていただきます。

5 ページの(3)でございます。特定国立研究開発法人(仮称)と書いてございますが、こちらについてはどのような目標を設定し、どのような評価の視点、評価基準を用いるべきかと、こういった論点を書かせていただいております。

特定法人につきましては、我が国におきます科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの研究成果が期待されるものでございます。そういった観点から、恐らく共通的な事項については国立研究開発法人と同様のものを定めるとして、その上でさらにどのような特記すべき事項が考えられるのかといったことを書いてございます。

そういった中で、特定国立研究開発法人、まさに我が国におけるフラグシップを担うものであって、そういった観点からどのような取組や成果が求められるのかというものを踏まえて評価項目なり評価基準を設定すべきではないかと。そういった何が求められるのかといった要素として、今回の特定法人の設定の考え方に書かれているような内容、産業界との連携や機関連携、知的財産権の創出、あるいは国際頭脳循環に対応したグローバルレベルでの人材確保と、またイノベーションの拠点となる大型研究設備の共用と、それ以外にも書いてございますが、こういった要素を踏まえながら考えていくのかなというふうに考えてございます。

また、法人の長に対するそのマネジメントに対してどのような評価という観点も書かせていただいております。

以上、5 ページまでが前回の部会でのご議論、ご意見を踏まえた論点を具体化した内容といったことで、6 ページから8 ページにかけては、そういったご議論、前回のご意見を踏まえて、それを目標指針、評価指針に具体的に書くとすればこのような記述、こういったポイントになるのではないかとといったものを、あくまで試案、たたき台としてご提示をさせていただいております。これについては、またこういうものが必要ではないとか、こう直すべきではないかといったご意見をいただければといった趣旨



でございます。

まず目標設定についてでございます。

現行制度の課題を踏まえてどのような目標設定すべきか、どのようなプロセスで行うのかといったところについて①から③まで書かせていただいております。

①につきましては、先ほど論点の中でご説明をさせていただいた目標設定段階におけるしっかりとした外部有識者も参画した体制において、国際水準の観点も踏まえながら、解決を目指すべき課題やアプローチ内容についての検証を行って目標設定を行うべきではないかといったことを書かせていただいております。

また、②におきまして重点性の明確な目標設定に努めるといったことや、業務運営に対しては成果の最大化と効率化の双方の観点を踏まえた目標設定を行うといった考え方を書いてございます。

③につきましては、先ほど申し上げました業務の特性に応じた類型を踏まえた——類型の定義についてはさらに要検討ということもございますが、例えば探索型研究であるとか基礎研究、応用研究、実用化開発等、こういった分類を仮にいたしました場合に、どのような目標設定といったことを書かせていただいております。

実用化開発というような、ある程度オーダーメイド的な定まった内容の着実な実施を求められるものにつきましては、達成度評価を行うための目標をしっかりと立てて着々と進めていくことが必要ではないかと。

一方で基礎研究、応用研究等に関しましては、研究成果の創出により解決を図るべき課題を設定して、課題解決に向けた柔軟なアプローチを可能とするといった目標設定のあり方が必要ではないかといったことを書かせていただいております。

また、研究開発の内容に応じて、どの類型に属するかは選択するのだろうと。また、類型間のバランスについてもマネジメント上の観点から検討を行うといったことや、また研究開発の進展に応じて基礎研究から応用研究にさらに進んだとか、そういった状況に応じて類型の柔軟な見直しを可能とする必要があるのではないかとといったことを書かせていただいております。

7ページにまいりまして、②でございます。こちらは評価でございます。

何を評価対象として、どのような単位でと。そこでどのような評価の観点、評価基準、評価指標を用いるのかといったことを書かせていただいております。枠組みの中の四角の中の真ん中のほうに書いてございます、法人が行う自己評価、それから主務大臣が実施する年度評価、中長期目標期間評価というふうに書いてございますが、今、進められようとしている制度、整備の枠組みの中で、まず法人が自己評価を行うといったこと。

それに対して、これは前回もお出ししました参考の5に少し大まかな評価制度の見直しのことが書かれてございます。法人が行う自己評価と、それに対して主務大臣が毎年行う年度評価、それから中長期目標期間評価といったものがございまして、参考5では明確ではないのですが、中長期目標期間評価については、中長期目標期間の終了の1年

前に見込み評価という形で一旦評価を行うのと、終了時点において評価を行うと、この2段階の評価をさらに行うべきといったことが制度化されようとしているという状況でございます。そういったことを踏まえて、それぞれどのような役割のものと位置づけて、どのような評価を行うのかと。

また、評価結果の反映について、評価結果をどのようにその後に反映させていくのかといったことに加えて、独立行政法人制度の中で評定といったものがございます。こちらにつきましては、資料3ですね、後ほど後半部分でご議論いただく、今後独立行政法人の制度全体の枠組みといたしますか、総務省のほうで作成される目標評価指針の想定される内容について資料の2、3でお示ししておりますが、その中に評定に関するもの、SからDの5段階の評定、これを年度評価あるいは中長期目標期間評価の中で導入して評点区分を設けて評定を行っていくと、こういった流れになってございます。こういったところの基準の設定といったものも一つ論点として書かせていただいております。

これにつきまして、①から⑥にわたって6項目書かせていただいております。

①につきましては、まさに法人のPDCAサイクルを有効に機能させるといった観点から、法人長あるいはセンター長のリーダーシップに基づく責任あるマネジメントの単位となるべき法人単位、あるいは研究部門単位での評価といったものを実施するべきではないかといったこととございます。その中で、目標の達成状況あるいは研究開発成果の創出状況の評価するとともに、成果最大化に向けたガバナンス体制やマネジメント内容について分析し、その有効性や妥当性等の観点から評価を行うといったことを書かせていただいております。

それから研究開発の成果について、専門的評価等きっちり行うべきといったご議論に関して、国の研究開発評価に関する大綱的指針、また、それに基づく各法人等の評価指針に基づいて、個別研究開発課題等に関する評価結果を活用して、それをそういった大きくりの単位で集約していくといったことが必要ではないかというふうに書かせていただいております。

研究開発課題の評価につきましては、大綱的指針等に基づいて実施されるものでございますが、特に研究開発法人につきましては、その成果の新規性や革新性、国際水準の観点も踏まえた意義・価値、さらなる成果につながる可能性や将来性、産業界等での活用による効果、当初想定していない副次的効果についての専門的評価を行うことが重要ではないかというふうに書かせていただいております。

また、③でございますが、これまで個々の業務項目について1つずつ評価を行ってきたものでございますが、これについても大綱的指針等に基づく評価結果を活用するといったことが考えられるのではないかと書かせていただいております。

また、④に年度評価といったものをどう位置づけるかにつきましては、まさに研究開発の進捗状況なり情勢変化を踏まえてフレキシブルに計画を見直していくといったことの必要性を踏まえて、実際にしっかりその実施状況が進んでいるかということの確認を

行うとともに、成果の創出状況や情勢変化を踏まえた計画の見直しの必要性のための評価を行うと、こういったふうに位置づけるべきではないかといったことを書かせていただいております。

また評価結果につきましては、まさに研究成果の最大化に向けた課題の新たな設定や見直し、あるいはガバナンス体制やマネジメント内容の見直し等にも適切に反映させるべきである。

また、評定の基準については、そういった評価の基準を踏まえて成果の創出状況のみならず、今後の成果の創出の可能性等も勘案したものとし、そういった評定結果について組織や予算等に適切に反映させていくと、こういったことが必要ではないかといったことを書かせていただいております。

それから補足といたしまして、参考4に国の研究開発評価に関する大綱的指針を用意しておりますので、これについて少し補足をさせていただければと思います。

めくっていただきまして1ページから3ページに目次がございます。全体に、はじめにとその基本的考え方ということで、共通的な総論的なことを書いてございますが、第2章の対象別評価の実施ということで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとございますが、研究開発プログラムの評価、Ⅱで研究開発課題の評価、それから研究者等の業績の評価、それから研究開発機関等の評価、この4つの対象別の評価の実施のあり方について定めているものでございます。

4ページに、はじめにというふうにございますが、科学技術基本法が平成7年に制定されまして、一番上のところに書いてございますとおり、これに基づいて科学技術基本計画が平成8年度以降策定されている中で、しっかり研究開発について評価を行いながら進めていくべきとされたことを踏まえて、2つ目の段落のところに書いてございます平成9年8月に最初の大綱的指針が策定されたといった経緯のものでございます。

めくっていただきまして5ページ目の真ん中の段、本指針の性格としてと書いてございますが、国の研究開発評価についての基本的な方針を示したものでありまして、その研究開発の性格に応じた的確な評価を実施することによって、研究開発に適した効率的で質の高い評価が行われ、すぐれた研究開発が効果的、効率的に行えることを目指すものであると。こういった性格のものと位置づけられております。

その下に、独立行政法人評価との関係についても言及をされてございまして、これにつきましては独法通則法に基づく評価と整合するように取り組むべきといったことが示されてございます。

まさに研究開発の特性を踏まえた研究開発の評価はいかにあるべきかといったことについて、これまで総合科学技術会議において検討してきたものが、この大綱的指針にある程度集約されているといったことで、これをベースとしてご議論をいただく必要があるのではないかというふうに考えてございます。

資料の24ページに、研究開発機関等の評価についてのものがございます。これにつ

きましては、機関の長、研究開発機関というのは大学も含めてさまざまな機関を対象に  
してございますが、機関の長が自ら行う研究開発機関の評価についての評価の手法につ  
いて書かれておりまして、24ページの4. のところに評価方法、研究開発の実施・推  
進の面、機関運営面と2つの観点から評価をするといったことが考え方として書かれて  
おりまして、まさに(1)のところの研究開発の実施・推進については、研究開発機関  
等が実施・推進した研究開発の総体についての評価を実施すると。また、下にアンダー  
ライン引いてございますが、「Ⅰ及びⅡに準じた評価方法等により」と書いてございま  
す。Ⅰは研究開発プログラム、Ⅱは研究開発課題の評価ということでございますが、こ  
ういった前項に書いてあります評価方法に準じた方法を用いて評価を行って、その総体  
について評価をすべきということが書かれてございます。

その研究開発課題の評価のあり方に関しまして、18から19ページに書いてござい  
ますので、少し触れさせていただければと思います。

19ページの真ん中の4. のところに研究開発課題につきましても評価方法が書かれ  
てございます。その下の(1)の評価手法といったところでアンダーライン引いてござ  
います「成果に係る評価」について、「成果の水準を示す質を重視した評価を実施す  
る。」と。また、「基礎研究等においては定量的な評価手法の画一的な適用が挑戦的な  
研究開発への取組を阻害する場合もある」といったことを踏まえて、定量的な評価手法  
に過度に依存せず、国際的なベンチマークの導入、あるいは専門家による見識を活用す  
るなど定性的な評価手法を併用することが重要である。

また、成果に係る評価、20ページの上段でございまして、実施したプロセスの妥当  
性や副次的成果、次につながる成果を幅広い視野からとらえると、こういった内容が書  
かれておりまして、昨年度の有識者懇談会で問題意識のあった研究開発の特性を踏まえ  
た成果に関する専門的評価といった内容について、ある程度、これまで総科会議におい  
て議論された内容がこういった形で表現されているといったことを少し補足させていた  
だければというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございまして。

【門永座長】 ありがとうございます。

この部会は全部で4回になると思います。前回ご了解頂いた様にまだ2回目ですが、  
なるべく早い時期からアウトプットのたたき台をつくってもらって、それを文字どおり  
たたきながら進めていというアプローチをとっております。その意味でかなり突っ込ん  
だ形でまとめていただいたものを今説明していただきました。

大枠で言うと5つになります。1つは目標設定のところにもっと時間をかけよう、外  
部の目を入れよう、そうすることによってかなり絞り込みができるのではないかとい  
うこと。重要なことだけを、しかもその法人でやって意味のあること、リソースレベルと  
か、そういうことも全部考えてですね。そういう方向に持っていこうじゃないかとい  
うのが1点目ですね。

それから2点目。目標設定のところで目指すべきことをしっかりと確認できれば、どういうふうにするかというのは、その法人、法人のトップとかセンター長になると思いますが、かなり任せて評価はアウトプットを評価したらどうかということ。

それから3点目は、その裏表になりますが、法人の長の評価というのはきっちりと行いましょうという話。それを行うことによってP D C Aも回しやすくなるだろうし、それからそこまで突っ込んで書かれてはいませんが、実際に目標を議論して決めたときに、法人の長はそれに対してコミットする契約をするのですよね。そういう形を強めるべきではないかという話が3つ目。

それから4点目は、これ等をやっていくに当たって、研究開発法人といってもいろいろなタイプがありますし、1つの法人の中でも探索型から開発型までいろいろあるので、そこは類型化をして、それぞれでめり張りをつける。それによって評価も一般論で評価することなく、その内容に応じた評価の仕方ができるし、またさらにP D C Aも回しやすくなるのではないかという話が4つ目。

それから5つ目は、前は余り議論出ていなかったんですが、大綱的指針を見ると、かなり昔からいろいろなことが、あるべき論というのがうたわれていて、それをゼロからつくるわけではないということ。それを使っていけば、かなりのことができるんじゃないかという視点が最後に入ったかなというふうに感じました。

前回の議論を踏まえてまとめていただきましたので、自分の言ったことがきっちり正確に伝わっていないというところがありましたら、その点について発言していただき、その後で全体として皆さんからまた新しい論点の提示出していただければと思います。

いかがでしょう。

【野間口委員】 よろしいですか。

【門永座長】 どうぞ。

【野間口委員】 前は出ておりませんがいいですか。

【門永座長】 はい。

【野間口委員】 資料1について事前に目を通してみてのコメントです。誰が何を評価するかというのは非常に難しいことだと思いますが、やはり重要ですので、はっきりと記載した方がいいと思います。

先ほどの説明にもありましたが、内部評価があり、主管官庁の評価があります。それから総合科学技術会議の評価があると思いますが、ここには記載がありません。評価全体で見ると、いい意見が出ていると思いますが、同じように全部を横並びで実施していたら、それこそ評価疲れの原因になります。内部評価にもそれなりの意味を認めるとしたら、その評価をもう一つ上の段階の評価でどう議論するのが重要です。また、総合科学技術会議としての評価では、それまでの評価をどのように利用するのが重要ですか。その点をわかるように明確にまとめた方がいいのではないかと感じました。

【門永座長】 ありがとうございます。

【久間議員】 野間口委員に確認ですが、内部評価には、自己評価と、独法が独自にアドバイザー委員会や外部評価委員会をつくって行う評価の2種類あるかと思うんですが、両方の意味でおっしゃっていますか。

【野間口委員】 そうです。そのように解釈していただいていると思います。

【久間議員】 はい、わかりました。

【野間口委員】 なぜならば、自らやる評価ともう一つ上のところから見る、やや俯瞰的な視点というのは違います。それから総合科学技術会議として日本全体を見る視点での評価はまた違います。それらの評価には、それぞれに意味があると思います。

産総研にいるとき、例えば、バイオマスの研究を、産総研でやるのは分野が違うのでけしからんという話がありました。これは農水省の研究所で研究すればいいではないか、あるいは理研でいいではないかと。ところが、実際には、産業化という点でのバイオマスの研究があるし、新しい種の発見とか活用という点での農水省の研究もあるでしょうし、もっと基礎的な意味での理研での研究、文科省の研究もあるかもしれない。そういう多様な視点が重要であり、幅広い研究ができるわけで、一つの見方の最大化ばかりを目指していたのでは、いい研究は育たしません。評価のレベルや視点というか、表現は難しいですけども、その辺をしっかりと整理して、それで総合科学技術会議としての評価を位置づけるというのではないかと思います。

以前から、総合科学技術会議の司令塔機能の強化という話があって、私は原山先生、久間先生を初めとした議員の皆さん方の司令塔機能に大きな期待をしています。各研究独法がやっている研究を俯瞰的に見て、ああ、これは連携したほうがいいのか、もっと協力したほうがいいのか、一方のほうに集中したほうがいいのか、そういうのが俯瞰的に見えるのは総合科学技術会議だけなのです。そういった視点、そういう段階での評価が重要だと思いますので、是非、検討をしていただきたいと思います。

そういった意味で、おのずと評価のスタンプポイントによって評価のやりよう、結果も違ってきます。その辺の評価の仕組みの形をしっかりと見えるようにして機能させて、国としての研究開発の集中力を上げていくというような評価の仕組みがやはり必要だと考えます。その観点の不十分で物足りないと思ったものですから、先ほどの意見を申しました。

【門永座長】 ありがとうございます。

【久間議員】 野間口委員のご指摘に対して、評価の目的や、誰が目標をつくるのか、誰が何に対して評価するのかを説明いただけますか。

【井上企画官】 事務局から補足をさせていただきます。

参考の5をごらんいただけますでしょうか。

これ左と右で対照してございます。独法制度に基づく評価の仕組みといったものが、左側が現行に対して、今後、今整備が進められている制度に基づけばどのような仕組みになる見込みにあるかといったことを右に書いてございます。

従来こういった左のほうにございますとおり、研究開発法人が報告した内容について、主務省の独法評価委員会が1次評価を行い、総務省の政独委、政策評価・独立行政法人評価委員会が2次評価を行うという枠組みであったものが、今後はこの国立研究開発法人がまず自己評価を行うと。一番下の右側の下の升のところに赤で「自己評価」と書いてございますが、まず国立研究開発法人が自己評価を行って、その内容について主務大臣が研究開発に関する審議会の助言を経ながら評価を行うといった枠組みという形になってございます。

なお、総務省の独法評価制度委員会（仮称）と書いてございますが、こちらのほうが点検を行うと、こういった枠組みになるといったことございまして、基本的には国立研究開発法人が自己評価を行ったものについて主務大臣が評価を行うと、こういった制度になるといったことございまして。

なお、特定国立研究開発法人に関しましては、今後制度整備がなされる中で、それに対して総合科学技術会議の関与といったことについても検討がなされていると、こういった状況になってございます。

また、参考の6に現状におけます理化学研究所におけます評価といったものがどのように行われているかといったものがございまして、こちらのほうで、左側のほうである意味、国の大綱的指針に基づいてある程度理化学研究所において主体的に行っている部分が左側といったことで、その中でRAC、あるいはACといった形での外部の、RACにつきましては極めて国際的な観点を踏まえた形での機関評価等を自ら行っているといった枠組みがございまして。こういったことを行いつつ、独法評価制度におけます対応につきましては、実際に実績報告を行う中で、これまでは独法評価委員会が実績評価を行ってきたといったところでございまして、今後はまず法人において自己評価を行ったものについて主務大臣が評価を行うといった、先ほどご説明した枠組みに転換されるといったことございまして。

それで、評価のことだけ書きましたが、目標設定については主務大臣が、これも研究開発に関する審議会の助言を経て主務大臣が中期目標の設定を行って、これを踏まえて国立研究開発法人がその達成に向けた中期計画の策定を行うと、こういった枠組みになるといったことございまして。

【久間議員】 簡単に言えば、主務大臣がその各独立行政法人に対する目標設定や評価のガイドラインをつくっているということですね。総合科学技術会議が直接評価するわけではないですね。

【井上企画官】 総合科学技術会議はまさにルール、指針をつくりましますので、それに基づいて主務大臣が目標設定なり評価を行う主体となるということございまして。

【門永座長】 指針をつくるという今の作業はワントイムの話で、その後は定常状態で流れていくわけですから、毎回指針をつくるわけではないですよ。これは確認です。

はい、どうぞ。

【野間口委員】 最初からこれほど議論に深入りするつもりはなかったのですが、指針をつくるということであれば、あまり細かいところまでやる必要はないと思います。各省庁の特徴があるでしょうし、それから先ほどから説明があるように研究開発法人の設置の目的、性格にもよるわけです。そういうことでいいのではないかと思います。もっと詳細なガイドラインというか、指針を示さなければ信用おけないというふうに読めたものですから。

参考5の独法評価の仕組みは、室伏先生がおられますけれども、産総研ではこれに近い形で既にやっていたと思います。そこから先の、やはり日本の全体的な力の結集という点で考えると、ここに記載されているだけのサイクルで閉じていいのか疑問です。先ほどバイオマスの例を言いましたけれども、富士山という大きな研究の高みに向かっていろんなルートがあるわけです。多様な視点で各省庁の取り組みがあるわけで、経産省的な視点でのルートと、文科省的、あるいは農水省的なルートが違った見え方をするわけです。それに対する最もよい情報が集まるのは総合科学技術会議だと思います。我々は大いに期待しています。ですから、総合科学技術会議から発信する評価という機能が、仕組みの中にあってもいいと思っています。

この文章そのものについては、それほど私は反対でもありませんし、このようなものだと納得していますけれども。

【門永座長】 伊地知委員どうぞ。

【伊地知委員】 よろしいでしょうか。前回欠席だったものですから、きょうたたき台ということで早く論点を出したほうがよからうということで、8点、いずれも手短かに申し上げたいと思います。

まず、今までの議論にも続くと思うんですけれども、やはりこの中にもありましたけれども、科学技術基本計画、あるいは総合戦略のような国の全体の方針との同期ですね、シンクロナイゼーション、そういった観点が重要ではないかというふうに思います。

それから2点目です。研究開発成果というふうにありますけれども、その成果をどのようにとらえるかということで。これは例えば、先般決定された、改定された文科省評価指針の中での、机上資料等にもあるかと思いますが、その後ろのほうにもありますけれども、やはりアウトプットとアウトカムというのを区別して考えたほうがよからうと。やはり国全体としてのよりよい成果を出そうということであれば、目指されるべきはアウトカムの出現ということであると思うのですが。ただ問題は、アウトカムは受けとめ側に生じるので、そこを法人自体がコントロールすることもできないし、それから中期目標期間の中で全てが発現するわけではないということからすると、やはりアウトカムが出てくるということを目指しつつも、やはりどういうアウトプットが出ているのかということを確認するということになるのではないかと思います。

座長が冒頭おっしゃっていて、前回の議論にもあったということなんですが、やはり事前にどのようなことを目指したらいいのかということ、それから事後であっても、こ



れから生じ得るアウトカムというものがありますので、事後評価のエヴァリュエーションということではなくて、事前評価、あるいは事後評価においてもアセスメントという観点も非常に重要ではないかと思えます。

それから3点目は、類型に関することなのですが、資料にあるものは一種のステージ別概念かと思えます。これは、この目的-手段関係と別の上位概念をもたらすということがあって、多少危険ではないかと。あと机上資料でもご紹介ありましたが、この机上資料にあるものは決して世界的に共通のものではないので、やはりその活動の目的、目標に応じたものとして想定されるべきではなかろうかというふうに考えます。

それから4点目ですが、研究開発成果の最大化と業務運営の効率化、どのようなトレードオフをするかということなのですが、やはり投入最大資源量あるいは制約というものがわからないと、各法人の中でもマネージしようがないのではないかと思えますので、そここのところについてのポイントというのもあるのではないかと思えます。

それから5点目なのですが、評定の話がありましたけれども、それに関連してやはり評定、S、A、B、Cをつけるということよりも、やっぱり研究開発の場合はどのような成果が出得るのか、あるいは出てきているのか。そうすると、個々の課題というのは非常に細かいレベルであって、今般、大綱的指針の中にも入ってきていますけれども、プログラムというレベルが重要性を増してくるのだらうと思えます。

そのときにプログラムというものは機関と対置されるものではなくて、同じスペクトラムにあると。例えば、研究開発法人の中でも内部組織があって、そこにも活動がある。そうすると、中期目標期間という一定の期間の中で、一定の資源量の中で行われる活動ということで、それは機関ではあるんだけどプログラムとしてもとらえられるということで、うまくこの機関とプログラムを接続していただけるといいのではないかというふうに思えます。

あと3点。これは、現状、資料の中にはあまり出てきていないところなのですが、やはり法人としての組織能力。人、組織としてどのような方がいらっしゃるか、どのように取り組んでいるか、それから施設としてどのようなことがあるかという観点も、見る観点として重要ではないかと。やはり国の機関として置かれるということで、基本的に代替可能ではない、あるいは容易ではないということなので、そういったものをきちんと維持していく、あるいは活かしていくという観点も含まれるべきではないかというふうに思えます。

7点目になりますが、研究開発法人の場合、運営費交付金以外で行われていることもあり、それから研究開発法人というカテゴリーであっても、研究開発という狭いカテゴリーにとどまるのではなくて、国民の安全等の確保に係る、これはインフラストラクチャー的な業務等をしっかり担っていらっしゃる場所も幾つかある。それを狭い意味での研究開発ととらえてしまうと危険になるだらうと思えますので、そういう観点も重要かと思えます。

最後になります。これはやはり先ほど来の法人としての自己評価等のことに関連するんですけれども、他の同種の研究開発に関する機関等を見てきた場合に、やはり研究開発という活動は、本質的には研究というのは未知のことを既知にする、あるいは開発というのは未実現のものを実現をしていこうということで、それについてはやはり主務大臣が中期目標で立てると言っても、その根拠となるような専門的知識を主務大臣自体が当然持ち得るわけではなくて、やはりそれについてある程度の知識を持っているのは、それを活動している法人自体であろうと。そうすると、やはり法人もきちんとした戦略、というふうに言っているのかわからないですけれども、そういうものをきちんと持った上で、こういった仕組みが実現されるといいのではないかというふうに思います。

以上8点でありました。

【門永座長】 ありがとうございます。何か事務局のほうからありますか。

【井上企画官】 特にございません。

【門永座長】 室伏委員。

【室伏委員】 先ほど野間口委員がおっしゃったことに関連して、ちょっとつけ加えさせていただきます。野間口委員がおっしゃいましたように、今までも独法評価についてさまざまな省庁の委員会ではこの参考5の右のような形に近づいた形でやってきたかなという、そういう認識はございます。

ただ、それが効果的に全ての独法で行われていたかどうかということについては私もわかりませんので、こういった形で進めていくということは今後の方針としては非常によいことだと思うのですが、野間口委員のご意見にありました全体を俯瞰して総合的に眺めて、そこで政策評価あるいは先ほどから何度か出てきております研究開発プログラム評価、こういったものを大きな視点でとらえて評価し、なおかつ我が国の研究開発を進めていくための方策を考えるということをどこでやるかという、これはかなり難しい問題ではないかなと思っておりますので、そういった点をもう少し詰めて考えていくべきであろうと思います。

それと、資料1の(3)の特定国立研究開発法人のところですが、ここに2つ目の丸で「産業界との連携や研究開発機関間の融合・連携」と書いてあますけれども、これは、例えば特定国立研究開発法人に選ばれたところは、ただ単に自分たちが中心になって他機関等と連携を図るというだけではなくて、それぞれが持っているシーズを掘り起こして、それを基礎から応用、産業化まで結びつける、トータルとしてのマネジメントやコーディネーションまで担うべきであろうと思っております。そういうこともこれから少し書き込んでいただくことが大事ではないかなという気がします。

以上です。ありがとうございました。

【門永座長】 ありがとうございました。

岡本委員。

【岡本委員】 この評価という言葉が使われているときに、どういうものを想定されて

いらっしゃるかということが私は気になります。本質論を議論すべきだからということであえて申し上げます。

これは、必ずしも達成度評価という意味で使っていらっしゃらないんだろうなと思っているんです。じゃ、その達成度評価にかわるものの、あるいは技術論的になるのかもしれないけれども、それが何なのかというところをもう少し研究開発の現場に即したあり方があるべきだろうというふうに思います。

そのときに、今、伊地知先生が先ほどおっしゃったんですけれども、未知のものを既知にするですとか、未実現のものを実現するという研究開発の特性というものがあつたときに、成果を評価するというのは簡単には言えるんですけど、それはどういうものなのというのは私にはわからないんですね。独立行政法人のときには、達成度評価の枠組みの中で無理やり未知のものを既知のように見せるための目標設定を行い、それが余り使い物にならないから、実は何かよくわからない評価が行われたということだと思ふんです。そこをもう少し議論をしていかないといけないのかなと。

あるいは未実現のものを実現できないから研究開発の実用化研究をしているのであって、それをあたかも想定できるような「成果」という言葉であらわすということが、やはり難しいのだと。

となると、当然達成度評価というのはあり得ないわけですよ。そうなるときに、この研究開発法人というものが本来あるべき評価という対象になるのかどうか。研究者の方に伺っていると、恐らくならないとおっしゃるんですよ。だから私は研究開発科学をやって、科学技術を、サイエンスをやっているんだという意見があるんだと思って、私は理研の評価委員会に入ってそれを理解したんですが。他方では大綱的評価というのは、あれはどういうことをやっていらっしゃったか。これは何か実現できそうなものを書いていらっしゃるようにも私なんかは見えたりもするので、その辺どうなのかなと。

やっぱりいいかげんに終わらせてはいけないと思うんですよ。研究開発法人の評価という広い意味のことは大事だと思うけど、評価という手法あるいは技術論にも何かのらないのではないかなと。他方で税金を使いますから、必ず何らかの意味でチェックは必要なんだろうとは私は思っているんですけど、そのチェックというのがここで言っている評価、ましてや達成度評価みたいなイメージで来るものとは何かそぐわないというのが私の意見です。ちょっと現場にいらっしゃる先生方の科学者の立場と伺いますか、研究者の立場からそういう意見が出ればなと思います。

【栗原委員】 今までのご意見と、それから私は前回発言したことも踏まえてちょっと意見を述べさせていただきます。今のような岡本委員のご意見を伺うと、ですから目標設定が重要なのではないかと。どういう形でそれぞれの課題について目標が立てられるのか、それが大事なのではないかなと思います。なるだけ未知のことであっても、具体的な言葉で表現して、それをどう、ある期間の中でブレークダウンして進められるのかということかと思つて理解していますが。これは未知の部分になればなるほど難しい部

分があると思います。

従来の独法評価では、数値化ということを非常に言われておまして、必ずS評価にはどういう数値目標達成がされたからS評価なのかということの数値でということでした。文科省関係の研究の評価については、私ども委員が具体的に表現できればいいんじゃないかという議論をさせていただいて、数値化と同時に具体的な成果の説明をすることここ数年、門永委員長もその委員のお一人でいらっしゃいますけれども、そういう形で進めさせていただいていると思います。それはある意味数値であるということ補完するような形である程度実効的に表現できてきているのかなと思っております。

そういう意味では、やはり研究の類型化とか、運営の単位の考え方をどうするのかということをしっかり目標を立てるときに考えて進めるということ。もちろん数値目標が適切なものも研究課題の中にはあるでしょうし、むしろ進め方のところで未知であればあるほど見直しを途中でして、進め方を検討すべきものもあると思いますので、そこが柔軟性、フレキシビリティということが大事な部分と、なるだけ目標に向かって真っ直ぐ進むということが大事な部分とがあると思います。どういうふうに目標をたてブレークダウンできるのかということそれぞれの組織で考えていただくということが大事かと思って伺っておりました。

特に法人の長の評価を行うということだと、今度それを組織の一人一人の人にどう理解してもらおうかという、伝える仕組みということがあるかと思います。だからそこが適切なユニットにならないと、形だけの、比較的うまく法人として運営されているようでも、個々の研究者の部分になると余りそのときの目標がきちっと共有されていないということであると、やっぱり研究というのは一人一人の活動の場として出てくるものなので、特に戦略的な研究になるほど、1人の、個人研究でなくて、グループ研究になると思いますので、そのグループとしてもいろいろな形でのグループがあると思いますけれども、なるだけその目標共有ができるようなことに評価が役立てばいいなと思います。評価が評価だけで終わるのではなくて、やっぱりその先に向かって全体の研究活動をプロモーションするような評価のあり方というのが何かうまく視点の入れ方でできればいいと、これはちょっと具体性がない抽象的な表現で申しわけないんですが、そういうふうに思います。

以上でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。

【野間口委員】 岡本委員が大変いい指摘をされ、そして栗原委員が前半のほうでとてもいい答えをされたと思います。一般的には、成果というと、それが最後のゴールだというふうにとらえられます。もうそこで目的が達成されて、後はいろいろな苦労をしないでいいのだととらえられてしまうのですが、研究というのは、ある期間にどこまでやるかというのが十分な目標設定になり得るわけです。それで世界と比べても遜色のないレベルに進んでいたら、それは一応の成果だとほとんどの研究者は考えているのではな

いかと思います。そういう観点の説明が必要ですし、一般にもわかるような形で情報発信する必要があると思います。

産総研では、少なくともそういう形で目標を設定して、評価委員の先生方に評価していただいて、これはもう少し頑張る必要があるとか、まあまあそれなりの成果を達成したとか評価されるわけです。ですが、本当に社会に実装されるためには、もう一段ある、次のステップがあるというふうに、改めて次のタームの目標を決めてチャレンジするわけです。研究開発の評価は、そういうプロセスで進んでいきます。

【栗原委員】　そういうことは途中でできてもいいと思うんですね。ですからやっぱり最初の段階で全部のゴールが見えない場合には、やはりステージアップしていく必要があると思います。

【野間口委員】　そうです。そこが重要です。目標を達成したらそこで終わりということではないということをご一般の人がわかるように、当事者である研究者とか技術者以外の方がわかるような整理の仕方が必要ですし、そのような情報発信をすることが重要だと思います。

【門永座長】　一回議論を整理したいと思います。広崎委員、今のことに関してですか。はい、お願いします。

【広崎委員】　私も前回出席できなかったもので、改めて事前に資料を読ませていただいて幾つか感じたことを申し上げたいと思います。大きく言いますと、今回の件は非常に画期的かつ歴史的な枠組みの改革になるわけで。だとすると、ある意味では今まで日本が慣習的に引きずってきた物の見方をこの機会に少し変えてみるといったことが必要じゃないかなという気がしたんですね。

具体的に言いますと、例えば今回話題になっています国立研究開発法人については、世界トップレベルを目指すんだということを基本にしていますよね。だとすれば、もちろん評価委員会に外人を入れる、入れないとか、そういう方法論もありますけれども、それ以上に国際的に広く使われているKPIですね、グローバルな研究開発に関するキー・パフォーマンス・インディケーター、こういったものをきちっと取り入れて、国際的にどこに行ってもちゃんとアップル・ツー・アップルで評価できて、その結果を自分たちの日常行動にきちんとフィードバックを、いいことも悪いことも含めてですけど、できるような仕掛けをつくるというのが、国際的なトップレベルの研究機関を目指すのであれば、必要じゃないかなと思います。そこがどうも今回のまとめ、これはこれで非常によくまとまっているんですけども、相変わらず従来の日本型マネジメントの延長上で書かれているような嫌いを感じました。これが1点目です。

それから2点目は、先ほど野間口さんがおっしゃいましたけれども、この評価の仕組みは、非常に合理的に評価疲れを避けようということで整理されているんですけども、もっともっと本質的な従来型日本の問題、すなわちよく言われる縦割りの問題ですね。これに対しては明確な変革の方向というのを、もちろん総科技さんが司令塔機能を発揮

するといった方向性は表現されているんですけども、これをもってプロセスとしてどう具体化するかといったところまで踏み込まないと、せっかくのこの革新的試みに魂が入らないんじゃないかなと感じた次第です。すなわち、折角の機会ですから、みんなで新しいものを国家としてつくり上げていくというところをもって明示的に盛り込むべきではないかというのが2点目です。

それから3点目、同じように従来 of 発想から抜け出ていないなと思いましたのは、どこかの個所に、課題解決型の目標設定という記述がありましたけれども、よくよく中身を見ますと、相変わらず研究分野別、研究類型別にその成果がどういう課題を解決しようとしているのかということ进行分析して目標設定すると書かれています。それも大事なんですけども、今、世界的に非常に話題になっているのは、例えばフューチャーセンターの試みであるとか、あるいはIBMのグローバル・イノベーション・アウトックであるとか、あるいはシーメンスのバックキャスト法とか。一体我々はどういう課題を解決しようとしているのか、それをディシプリンベースに因数分解すると、それぞれの専門分野は何をすべきかということまで具体的にブレークダウンされる。こうした課題からディシプリンの演繹がある意味では、今全世界が競って新しい方法論に突き進んでいるところだと思うんですね。それを相変わらずこの基調では、従来型のディシプリンベースで書かれているので、そこのところももうひと工夫要るのではないかと感じます。

繰り返しになりますけれども、せっかくこれだけの歴史的な転換をするのであれば、大きく視点を変えてみたらどうかというのが私の意見です。

【門永座長】 ありがとうございます。天野委員どうぞ。

【天野委員】 今まで前回出席なさっていない委員の方の発言がメインだったんですが、前回出席した委員として申し上げます。

きょう資料1を拝見しまして、非常に戸惑いました。なぜかという、前回のお話というか、結論は非常にわかりやすい絵があったと思うんですけども、国立研究開発法人の上に、ここで言うと資料1の5ページ目の(3)の特定国立研究開発法人というのが上にあってですね、日本全国の研究開発について、今までばらばらでやっていたのを特定国立研究開発法人さんがある程度R&Dマネジメントすると言っているような絵だったと思うんですけど。

【門永座長】 これですか。先程口頭で申し上げましたが、参考7の資料の四角の中に入っている37法人と横にちょっと出たこちら。

【天野委員】 そうです、はい。

きょうのこの資料1を見ると、いきなり国立研究開発法人の話が出てきていて、目玉であると私が認識していた特定国立研究開発法人の話が5ページ目にちょこちょこ出ていますけれども、これが今までいろいろな委員がおっしゃっていたような国全体のR&D、研究開発についてきちんとマネジメントしていきましようという新たな考え方の機関になるのではないかなというふうに理解していたんですが、ちょっとこの資

料1の書きぶりだと、私の理解が違ったのかしらというふうに、今思っています。

【門永座長】 今のご質問も含めて、少し整理をしたほうがいいかなと思います。いろいろな意見が出ていますので。

今の天野委員のご質問ですが、これは事務局から説明をしてもらったほうがいいと思います。この国立研究開発法人のここに37と書いてある、この指針を出すのか、特定は別なのかなど、その辺の話をまずしていただけますか。

【井上企画官】 先ほど座長のほうから、参考7の資料ですね。これは前回の第1回部会におきましてご提示した資料で2ページでございます。この今後の新たな研究開発法人制度の創設についての概念を示したということで、国立研究開発法人と、さらに赤の枠で特定国立研究開発法人というものが位置づけられていると、こういったことでございます。

今回、この研究開発法人部会の設置において、ここで何を検討するのかといったことにつきましては、当然、特定国立研究開発法人も含めたということではございますが、ここでその時点で37法人と書いてございます国立研究開発法人についての共通的な目標設定及び評価の指針をまず定めるといったことが明確なミッションとしてございます。

さらに特定国立研究開発法人については、別法の定めるルールで特別な措置を設けるといった制度の動きもございますが、それも含めて、その中では国立研究開発法人に共通して適用すべきもの、さらには特定国立研究開発法人について特に適用すべきものといった内容を含めた目標評価指針の策定といったものがこの部会のミッションであるというふうに事務局としては理解をしておったところでございます。

また、この国立研究開発法人に共通した目標設定及び目標評価の指針を総合科学技術会議で案を作成するということについては、独法通則法の改正案の中に明確に位置づけられておりまして、先ほど机上資料で少しご紹介をさせていただきましたように、現在既に閣議決定がなされて、また今後国会の審議を待つと、こういった状況になっておいて、ある程度制度としては閣議決定レベルまでは進んでいるといったことでございます。

なお、特定国立研究開発法人の特措法のさらに整備といったものについても、今後のどこを踏まえて今後進めていこうといった、こういった段階にあるという状況でございます。

【天野委員】 それね、多分順序が逆だと思いますね。

というのは、もちろん今こういう法律があって、座長が一番初めにおっしゃった、2番目に現在制約のあるべき、あるべき論を最初に話をして、その中でどういう制約があるかというのを後で話しましょうという話だったと思うんですけど。座長の今回の話し合いの仕方に則るとすれば、今こういう制約がどうのこうのじゃなくて、やっぱり前回のよう、この資料ですよ、今、日本の国の研究開発成果を日本の国のためにいかに役に立てるようにしなきゃいけないかというところをまず考えるべきで、そのためにはどういうシステムがあるべきで、その中で評価のやり方をどう考えていくかということ

をまず考えて、でも今の現実の法律はこうなっているから、じゃ今後こういうふうに変えていきたいと思いますというふうに考えるのが普通じゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

【門永座長】 今の議論の対象は、この特定の部分と、このオレンジ色の37法人です。この二つを特に区別して考える必要はないと思います。要するにあるべき形はどうで、いろいろな制約条件が後で出てきたときに、それ等の制約を余り受けずにやっていくのがこの特定のところで、その枠組みの中でやりましょうというのはこのオレンジのほうであるという分類の仕方になるかなと思います。

先にこのオレンジのところを議論して、それでそこからさらに進化させたのがこの特定であるという議論の仕方でもできると思いますが、そういうふうの場合分けしてやるとややこしくなるので、今は一緒にいいと思います。

貴重なご意見がいろいろな分野で出ていますので、少し整理をさせていただきます。まず、野間口委員と室伏委員からご指摘のあった点ですが、この図のオレンジと赤の部分に対応する目標設定の仕方や、評価の仕方についてCSTPが指針を出すということになっていますので、それで部会ができて、その指針をつくります。

ここはまさに野間口委員がおっしゃったように、細かい必要はないですが、具体的な抽象的な文言だとどの様にも解釈されてしまう。フレキシブルに考えましょうというこういう場において、なるべく具体的なところまで持っていきたいというのが私の思いです。

それから2点目、これは室伏委員、それから広崎委員もおっしゃっていた点です。実際に指針が出て定常状態で目標設定と評価が回り始めたという状態の話ですが、参考の5で、今度はこういう形になるでしょうということが予想されている。そこで、今までもこれに近い形でやってきたというご指摘がありました。自己評価というのは必ずするでしょう、今もしている。また、委員会の名前がどうなるかわからないが、目標設定にしろ、評価にしろ、適切な範囲、適切な目標レベルでやっているのか、それから絞り込みはどうかとか、それから法人の長はそれをきちんとマネージしているかというレベルは、いずれにしろここで行われるだろう。

それを日本という視点から、または国の戦略という視点から見たときにどうなのか。全体の目線を見たときにどうなのかという評価は、総務省でやるのがいいのか、それともやはりそれはCSTPレベルでやるべきなのかというご指摘だと思います。

その場合、CSTPはどの段階でどのぐらいの粒度をもってやるのかということも含めてです。実際それをやるのかどうかというところは、まだきちんと決まっていないうじゃないかと思いますが、そこは久間議員に見解をお聞きしたいです。

それをこういうふうにしてほしいというところまで、この部会でと言いたいところですが、この部会がそういうミッションになっているのかどうか。ここは事務局に確認をしたいと思います。



【井上企画官】 独立行政法人制度に基づく評価システムについて、少なくとも現在進められている法的な枠組みづくりに関しましては、この参考の5の右の形というところが、今進んでいる方向ですので、ここにさらにC S T Pの升を書けと言われても、なかなか現実的に難しいところはあるかというふうには思います。

ただ、独立行政法人評価のみならず、研究開発全体を政策的にC S T Pが進めていく中で、しっかりこういった独法評価の結果も踏まえながらどうあるべきといったところについては、今後の課題としてご議論があり得るかなというふうに、事務局では認識してございます。

【門永座長】 野間口委員どうぞ。

【野間口委員】 私が期待してここに参加したのは、今はこれは独立行政法人、国立研究開発法人に話をフォーカスしていますけれども、C S T Pに期待するのは、大学法人も含め、あるいは産業界も含め、一生懸命R&D、イノベーションに、チャレンジしているわけです。そういうのを俯瞰的に見て、産業界の動きは経団連、同友会、商工会議所などの意見も必要かもしれませんけれども、日本全体を見て日本国としてこうしているというのは、やはり、総合科学技術会議です。そういう点で我々が期待するとしたら、総合科学技術会議しかないんです。ここで、評価の方針が議論されているので、国立研究開発法人の評価もそういった視点の一環として位置づけて考えるべきだと思います。総合科学技術会議への期待も含めてそういう発言をしたわけです。

もし、それがなければ、ここで指針を出して各省庁は守りますか。指針がよほどよければ採用しようとなるかもしれませんが、細かいことばかりこの場で議論していて、結局、なじまないということが出てきた場合にどうなるのでしょうか。やはりメディアや産業界も含め、大学法人も含め、総合科学技術会議をサミットとして位置づけて、方向づけを行うリーダーシップを期待していたところです。コンセンサスとまではいかないけれども、現在は、さまざまな各界の人の関係者の思いが、そういう形になってきているのではないかと思います。

だから、そういう指針は出せないと言わずに、少なくともこういう意見が出たということをお大臣初め総合科学技術会議の場とかで発信していただきたいと思います。

【久間議員】 全体のまとめをします。この部会の目的は、全ての研究開発法人の目標設定と評価に対する全体的な指針をつくることです。その中で特定研究開発法人に関しては、プラスアルファで、どうあるべきかを指針として追加することですね。

総合科学技術会議が最後まで評価に関わるのは、特定研究開発法人に対してで、そのほかの研究開発法人は、所管省庁と総務省に任せるということです。

今月、甘利明大臣が総合科学技術会議の本会議で、我が国のイノベーション・ナショナルシステムの改革戦略の報告をされました。この中では、研発法人の役割として、技術シーズ創出力の強化、産業界への橋渡し機能の強化。人材育成の流動化を掲げています。目的基礎研究の段階から、革新的な技術シーズを磨き、産業界に橋渡ししていく、

この3つのフェーズに対する明確な指針を出されています。うまく連動させることです。このプランは、次回にでも、コピーしてお渡ししたほうがいいですね。

それからは、産業競争力会議のフォローアップ分科会で、橋本委員から、類似した提案書が出ています。我々は、甘利プランや橋本プランを参考にしながら、具体化の仕組みをつくりたいと思います。

野間口委員から話がありました、大学や産業界をどういう方向に持っていくかの議論はぜひやるべきだと思います。

ただ、この部会では1回2時間で、4回しか開催しませんので、全てをまとめ上げるのは多分無理です。事前に宿題等お願いすることも含めて、少しでも野間口委員のご提案に合った資料をつくりたいと思います。

これらの議論は、総合科学技術会議でも報告したいと思います。

以上です。

【門永座長】 ありがとうございます。

整理の続きをさせてください。

伊地知委員からご指摘のあった8項目、これは今後まとめていくのに非常に役に立ちますのでありがとうございました。

そこから派生した話で、岡本委員から成果というのは何をもって成果というのかという問いかけに対して、栗原委員、それから野間口委員から現場のお話がありました。私も10年ぐらい独法の評価をしておりますけれども、今の枠組みの中で短絡的に成果というのをとらえるのではなくて、いろいろ工夫してやってきているというのは、現場の知恵としてあります。ただ、今回岡本委員にご指摘いただいて、なるほどなと思ったのは、そういうものであると、成果とは要するにそれが出れば終わりではないとか、見えないときにどうやって目標設定するかとか、どうやって測るかということを、広く言えば国民、外部の人たちに伝えるのはいかに難しいかということです。ですから、指針の書き方というか、使い方というのは相当工夫しなきゃいけないなという思いを強くいたしました。

石田委員お願いします。

【石田委員】 参考5に関してなんですけれども、左から右側に大きく変わったということは、これはすばらしいことだとは思いますが、皆さんのいろんな場での発言がいろんなところに反映されて、こういう大きな変わるという動きになっていったと思うんですけれども、実はこの絵自体で見ると、そういうのを内包していないですね。

主務大臣と独法の間ではありますけれども、総務省と主務大臣の間は矢印が一方的に來ているだけで。そういうところは、主務大臣を通じて、あるいは連携をとってやるということが何か見えるようにしないとだめなんだろうと。その役割が、今のでも出ていますように、具体的にCSTPだとは思いますが、そこはぜひ、難しいのかもわかりませんが、ご配慮願いたいということです。

何でそんなことを申し上げるかという、私、評価というのは大学の一研究人として評価される立場でございます、末端として。かつ、独法の評価委員も幾つか参画させていただいておりますし、各省の独法の評価委員も国交省でございますけれども、入っておりますけれども、制度そのものを変えるような意見が山のように出てくるんですけれども、それがなかなか伝わっていかないという怨念のようなものが、常にあらゆるところでございます。そういう中にくみ出すべき知恵というのはかなりあると思うんですけれども、ぜひそういうことをご配慮いただきたい。

それは研究の評価だけではなくて、例えば調達の問題でございますよね。研究開発法人でございますので、この計測はそこのどなたに頼まないとうまくいかないとかということはあるんですけれども、一般競争しなさいと。一般競争でも1社応札になりがちなんですけれども、そういうのはだめよということで、何か動きが非常にぎくしゃくしているようにも思います。

それともう一つ思いますのは、評価していただくのは幾らでもやりますし、それは自分のパフォーマンスの表明の場でもありますので一生懸命やるんですけれども、問題はそのことがどうフィードフォワードしていくかということがほとんど見えないし、実際にほとんどありません、一研究者の立場で言うと。そういうところがモチベーションとか、評価疲れの問題を引き起こしていることになっておりますので、上から下ということも大事でしょうけれども、ぜひ下から上、あるいはそれをどう実現していくかという研究評価の枠組みを越えるようなところへの波及効果、指針というものもぜひ視野に入れていただければと思いました。

【門永座長】 ありがとうございます。

福井委員をお願いします。

【福井委員】 ちょっと視点が異なったら恐縮ですけれども、参考の5ですと、もしこの主務大臣の右側にあります審議会などで評価される場合には、多くの審議会の委員の方々はそれぞれの分野で非常に素晴らしい業績を上げられた方々が、それなりの年齢の方々が恐らく評価にかかわると思うんですけれども、私、それぞれの法人の中に、つまり専門職として評価をする人が必要ではないかなと、随分前から思っております。これは本日の議論でもありますけれども、目標設定のところもそうですし、それからモニタリングをしながら、やはり途中でフレキシブルに研究の方向を変えたほうがいいのではないかというふうなことも含めまして、それぞれの法人で評価の専門家といいますか、キャリアパスとしての評価の本当のプロがいたほうがいいのではないかというふうには思っております。

もう随分前になりますけれども、30年以上前に私が外国にいたときは、医学の分野ですけれども、医学の研究費の何しろ1%を評価に費やすぐらいの価値が十分あるだけの非常に重要な仕事なんだということを随分話を聞いたこともありますし、ディスカッションしたこともございます。一時的な審議会とか委員会でも外部で評価するよりも、ど

ちらかというところとそれぞれの法人の中に評価の専門家を組み込むのはどうかなと思います。  
以上です。

【門永座長】 今の件に関して。

【井上企画官】 今の福井委員からの御指摘に関連して、参考4に大綱的指針をご用意させていただいておりますが、10ページをごらんいただけますでしょうか。

前段の第1章、共通事項の基本的考え方の中の(2)として、評価人材の養成・確保といったことが大綱的指針に位置づけられております。こういった先ほどの問題意識を踏まえて、特に(2)の最後の4行、研究開発法人等の研究開発機関が、研究者の任用において、評価者として参加したことを履歴の一つとして認定するなど、すぐれた人材の参加を確保する取組が重要であると、こういった問題意識は既に大綱的指針の中にも位置づけられているといったことを、ちょっと参考までにご紹介させていただきます。

【門永座長】 天野委員。

【天野委員】 特定に関しては位置づけを理解しましたので。

今の話なんです、それぞれの独法の中にR&Dのマネジメントをする部署を置くべきだというのは、そのとおりだと思います。それで、一応民間企業なんかですと、研究者としてある程度成果を上げて経歴を持つと、ローテーションで技術管理部というところに行くんですね。そこで2年ほどR&Dのマネジメントを勉強して、さらに研究者として戻りたい人間は戻りますし、マネージャーとして行くものはそこで伸びていくというような位置づけになりまして、やはりそういうところがキャリアパスの一つとしてお持ちになるということは非常に重要なことだと思います。

というのは、現実問題として机上資料の6で先ほどご説明いただいたんですが、8ページ目に国立研究開発法人の2ですか、中長期目標において次に掲げる事項について具体的に定めるものとするというふうに5つ書いてあるんですが、この中にキーワードとしてないのが、リスクというのが入っていないような気がするんですね。

今、甘利大臣の知財のこともありますが、研究開発という場面ではグローバルにR&Dのリスクというのはものすごく大きくなってきます。これは知財だけではなくて、いろいろな面でせつかく研究開発したものがリスクに引っかかって国のためにならないというような、係争関係もありますし、いろいろな面が出てきていますので、ぜひこの中にも、もし指摘するような場面があればですね、どこかの項目の中に入っているよということであればそれでもいいと思うんですけども、研究開発に関する展開リスクというものはぜひ意識していただきたいし、そういうものも含めてR&Dのマネジメントを一つの重要な位置づけにするということは考えていただきたいと思います。

【門永座長】 ありがとうございます。

後半の制約の議論もしなければならず、少し時間が押していますが、角南委員お願いします。

【角南委員】 では、手短かに。

岡本委員がこれまでもご指摘されているように、評価というものに対する国民の理解と、それから研究者の間で使われている概念がきちんと整理されておらず、指針ではこの点に気を付ける必要があると思います。例えば参考5でも、自己評価と点検というのがある、それぞれの具体的な役割が違うところを明確に示す必要があります。

自己評価の中で今回非常に重要になってくるのは、ある意味でハイリスクの研究を支えていくためには、評価がうまく研究をプラスに引っ張っていくような仕組みです。つまり、PMが登山で言うところのシェルパのように一緒に研究開発を進めていく、その時のマイルストーンがあり、各マイルストーンで、研究者がきちんと評価・点検できるような位置づけが必要です。

加えて、国際的な視点で全体の評価も見ないといけないと思います。達成度を考える上で日本だけで閉じていては意味がないわけです。

【門永座長】 ありがとうございます。

【室伏委員】 実は、先ほどから議論が出ております評価人材などにつきましては、机上資料の11番の文部科学省の「研究及び開発に関する評価指針」の中でかなり詳しく述べられております。

日本学術会議でも評価のあり方について議論しましたが、その結果をこの文科省の評価指針に大幅に取り込んで頂きましたので、ぜひ皆様にお目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。

【門永座長】 ありがとうございます。

大分時間が押してしましまして、あるべき姿を1時間で語るというのは、そもそもミッション・インポッシブルなんですけど、また、メール、電話等でご意見をいただければと思います。

では、後半の制約のほうの話をお願いします。

【鎌田企画官】 それでは、資料2、3を用いまして、時間もございませんので簡潔に説明させていただきます。

座長よりご案内ございましたように、独立行政法人全体の目標・評価の指針、これをイメージしながら研究開発の目標・評価の指針をつくっていくという必要がございますので、現在、総務省のほうで全体の指針を検討されていますけれども、まだ具体的、詳細なものできていないということで、事務局のほうでちょっと総務省と意見交換をさせていただきながらイメージを作成させていただきました。

まず、資料2でございます。全部説明するのは時間もございませんので、ポイントのみ説明させていただきます。

まずaでございますけれども、こちらは目標を設定する目的でございます。国民に対する説明責任を果たすというようなことでありますとか、政策実施機能を最大化する、このような目的を独法制度全体でも考えているということでございます。研究開発法人

におきましては、この国民に対する説明責任という部分と、政策実施機能最大化、これをどういうふうに指針として目標と評価の中に織り込んでいくかというのが一つ論点になるかと思えます。

それからbでございます。独法制度を3つに分類して各分類に従い指針を提示するというふうにしてございまして、一方でcでは、その目標の具体性、客観性、明確性、統一性を確保するというところでございます。この3つに分類するというものと、その統一性、研究開発法人をその指針の中でどういうふうにとらえていくかというのが一つ論点かと考えます。

それから飛びましてkの部分でございます。kの部分につきましては、できる限りアウトカムに着目した目標を設定というふうでございます。

1では、アウトカムに着目した目標を定めることが困難、適切でない場合につきましては、アウトプットに着目した目標設定をする。このような形になってございますけれども、研究開発に関するアウトカム目標につきまして、具体的な定量的にどのように定めるかというのが一つのポイントになろうかとございます。

それから2ページ目のm、nでございますけれども、できる限りその定量的な目標を定めて、客観的に検証可能な定量的なデータを用いる。それからやむを得ず定性的な目標を定めるような場合につきましても、測定可能な指標及びその目標水準を定めるというふうでございます。ここにそのわかりやすさの観点から、定量的な目標あるいは測定可能な客観指標を用いるということと、そのような目標、指標で評価されるということの研究開発の現場に対する影響など、このバランスなども考える必要があるかと思えます。

それからqでございます。目標につきまして、その各目標の重要度、優先度、難易度を記載するというふうでございます。法人の中におきましても、単純に研究開発における重要度や優先度、難易度、これを事業間でつけるというものはなかなか困難であろうというふうと考えられるところでございますけれども、このように一律に重要度づけなどをすることが研究開発の現場に与える影響などについても考える必要はないかと思えます。

それから資料3でございます。評価のほうの指針に入らせていただきます。

評価のほうの指針におきましては、例えばgの部分でございます。評価の体制は、政策評価担当部局が独立の立場で評価を実施とございます。こちらにつきましては、評価の客観性、中立性を保つという観点では政策評価担当部局がやるべきという議論もございしますが、逆に評価に対して責任をどこが有するか、それを評価に対して国民に誰が説明するのかという観点からすると、法人所管部局が評価をするという立場も重要かと考えます。

それからjとかkでございますけれども、j. 年度評価におきましては、年度計画で設定した項目を、項目別の評価を実施する単位とすると。それからkでは、年度計画記

載事項のほか、自主的な取組全ての事項について評価を行うとございますけれども、評価の単位につきましても、目標の単位ではなくて年度計画で設定した細かい項目について、それ以外についても網羅的に細かく評価をするとございますけれども、このような評価の粒度についても議論すべきことかと感じます。

それから1でございますけれども、評定でございます。評定は、これまでも独法の評価でございますように、目標を達成するかしないかという観点で、S、A、B、C、Dという形で評定するということが想定されてございます。これにつきましても、評定のあり方についてどうすべきかという点があると思います。

それから2ページ目を飛ばしていただきまして3ページ目でございます。

3ページ目につきましては、vのところ、評価書の様式というものがございます。評価書につきましては、独立行政法人制度の中で統一性を確保するという観点から、一つ重要なものでございます。こちらにつきましても、独法全体の評価書と研究開発法人の評価書をどこまでどのように統一するかという観点もあろうかとございます。

以上、簡潔でございますが、事務局からの説明といたします。

**【門永座長】** ありがとうございます。

これは総務省で出すべく作業をしている指針について、まだ確定ではないけど、わかる範囲でまとめたものであると、こういう理解でよろしいですか。

いかがでしょう。岡本委員。

**【岡本委員】** 幾つかあるかと思いますが、ただ一つだけやっぱり目標というものがどういう性格のものかということだと思います。さっきから気になっている議論の延長線上ではあるんですけども、目標を定めましたと。定めた目標は達成すべきものなんですよね。ということで、いろんな議論が始まってきているように私には見える。それが従来の研究開発独法では難しかったんだと思うんです。それは先ほどの議論がいろいろ出ていると。そういうことなので、この目標ということの意味づけは、やはりしっかりやるべきなんだろうなというふうに思うのが1つございます。

それからもう一つが、全ての事項について評価ということなんですけれども、これもやっぱり従来その評価をしてどうなるんだという議論があって、法人自らが自己点検としてやられるのは、そこはいいと思います。いろんな意味の職員がそれをやるのはいいと思うんですけども。ここで議論すべき評価と言われているものについて、全ての事項を評価をする。これは裏返して、計画がないということだと思っているんです。いわゆる戦略的な計画がないと。そこは、私は正直言うと違うと思っているんです。ですから、さっきの議論ありましたように、評価と言われているのはどういう性格のもので、どの段階のことを言われているかによって全ての事項を評価すべき場合とそうではないと。恐らくこの大きな議論のところでは、全ての事項というよりも戦略計画を前提にした戦略的なある意味で、戦略を評価するんですから、全ての事項ではないと私は思っています。

【門永座長】 ありがとうございます。

今の点について、またほかの点についてございますか。原山議員。

【原山議員】 枠組みの中でという議論のところですが、枠組みをちょっと外させて一言だけ申し上げたいのは、基本的に、海外の事例を見ていますと、主務大臣がいて、その下に研究開発する機関があるわけで、そのおおよそやり方というのは、機関の長と主務大臣とのコントラクトになるわけですね。それは、我々は何をする、もちろん一番最初の概念的な大きな枠組みは指示されているわけなんですけれども、何々をするというアクションでもって書かれる。それはそもそも戦略があって、戦略の中でもってどういうアクションをとって、そのアクションに対して、したか、しなかったか、できたか、できなかったか。できなかった場合はなぜにできなかったか、そういうところを最終的にチェックするという作業がある。それで次のラウンドでもってどの点を修正してという、そういうサイクルなんですね。そのサイクルというものをいかに今度のフォーマットの中に落とし込むかというのが非常に難しいところなのですが、そこをしていかなくてはいけません。

そういう意味でちょっとコンフューズングなのは、研究開発そのものの成果を出すことと、それから独法という機関そのものが目標として何をしたというところが時々コンフューズされているところがあって、それはやっぱり整理しなくてはいけないわけなんですね。その研究開発の特性というのは、研究開発そのもののアクションというのがいろいろな要素によってできる、できないことがあると思います。そういう意味でのコミットメントは、初めからできない、というその次元の話と、機関の長が、私はこの機関をどういうふうな形で動かしていくというコミットメントは違う次元の話なんですね。

それをいかに交通整理した形でもってここに落とし込むか、そういうところの難しさはありますけれども、やっけていかなくちやいけないんだと思っております。

【門永座長】 ありがとうございます。

【岡本委員】 もう1点だけすみません、別の論点ですけれども、どの部局が評価をするかということで、法人所管部局と政策評価担当部局というお話があって、これは政策評価担当部局が客観性をとということやるといことなんだと思うんですけども、これは総務省との間で何かこういうふうにするというのは決まったような議論になっているんですか。

【鎌田企画官】 いえ、特にございませんで、今まで研究開発評価の中でもどこの部局が評価をするという議論がございまして、その際に評価をした結果を、じゃどこが責任を持って対外的にその説明をするのかと、あるいは例えば事業を切ったとか切らないかというのは、評価担当部局が責任を持てるのか、それとも所管部局が責任を持てるのかと、そのような観点から考える必要があるという論点でございます。

【岡本委員】 あくまでも論点ということですね。

【門永座長】 ほかに。



【橋本議員】 今、この2つの資料を見させていただいて、これだったら今までと同じになってしまうというふうに強く思いました。総務省としては当然こういうふうな視点で言ってくるでしょうから、これをちょっと意識して、こういうことを前提に今の議論をうまくいくようにまとめていくと良いのではないのでしょうか。具体的、客観的とか、全てにおいてとかでは、今までと同じになってしまうと思いますので、ぜひちょっとそういう観点で事務局で一回整理していただければなというふうに思いました。

【門永座長】 はい、ありがとうございます。

時間もあと5分ほどですので、そろそろ終わりにしたいと思います、最後にオブザーバーで来られてる総務省から、何かございますか。

【吉開評価監視官】 今、まさにお話がありましたけれども、この資料2、3は私ども事務方同士の意見交換の中で、当方の考えをお伝えしてまとめていただいたものですが、これは今回法人が3分類されるうち、中期目標管理法人を基本に考えているものです。研究開発法人は特殊性や専門性があるということで別の法人のカテゴリーになったわけですから、それについてどういう目標の設定のあり方がふさわしいのか、評価のあり方がふさわしいのかということをもさにこの部会でご議論いただくというふうに理解をしております。

ちなみにですが、先ほど来お話がありますけれども、目標設定のあり方は非常に重要だということはそのとおりだと思います。昨年末の閣議決定に「主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。」とありますので、先ほどリスクの話も出ておりましたけれども、主務大臣と法人が十分に意思疎通を図った上で、これは研究開発法人だけでなく全体に係る話ですけれども、特に研究開発法人については主務大臣と法人が十分に意思疎通を図った上で、どういう目標がふさわしいのかということで議論していただいて、目標を設定するというのが肝要と思っております。

【門永座長】 ありがとうございます。

それでは、時間のようですので、本日の討議はここまでとさせていただきます。

いろいろと有用な意見をいただきましたので、たたき台の第2弾をつくりまして、第3回の部会で議論を進めたいと思います。

何か全体を通じてございますか。よろしいですか。

それでは事務局から連絡を。

【井上企画官】 最後に今後の予定についてでございます。第3回は5月21日水曜日10時から12時といったことで予定をしておりますので、お忙しい中恐縮でございますが、ぜひご出席をいただければと思います。

以上でございます。

【門永座長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもって閉会といたします。

ありがとうございました。

—了—